

浅草文化観光センター パンフレットラック等広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、台東区広告事業実施要綱(平成19年3月22日 18台総広第136号。以下「実施要綱」という。)及び台東区広告掲載基準(平成19年3月22日 18台総広第136号)に定めるもののほか、浅草文化観光センターのパンフレットラック等広告(以下「広告」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の内容)

第2条 広告の内容は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域の観光振興及び回遊性向上に資するもの
- (2) 観光客の国内分散化に資するもの
- (3) 観光客の利便向上に資するもの

(広告掲出の位置及び規格)

第3条 広告の掲出位置は、浅草文化観光センター内に設置したパンフレットラック内及びコミュニケーションボードとする。

2 広告の規格は、パンフレットラック内はA4判サイズ(横210mm、縦297mm)とし、コミュニケーションボードはハガキサイズ(横100mm、縦150mm)とする。

(掲出料)

第4条 パンフレットラック掲出料は、A4判サイズ1枠月額5,000円とする。

2 コミュニケーションボード掲出料は、ハガキサイズ広告100枚当たり1,000円とする。

3 掲出料は、年1回見直しを行うこととする。ただし、既に掲出料を納入し、掲出中の者については、その掲出期間満了時から新たな掲出料の額を適用する。

4 掲出料は事前に納付するものとする。

(広告の掲出期間)

第5条 パンフレットラックに広告を掲出する期間は1月を単位とし、12月を超えて掲出する場合は、再度申込みをしなければならない。

2 広告掲出の始期は、掲出料の納入が確認され、かつ広告物が納品された翌営業日以降とし、掲出開始日から起算した申込み期間終了日を終期とする。

3 前項の規定にかかわらず、コミュニケーションボードに広告を掲出する期間の終期は、掲出枚数の配布を終了した日までとする。

(広告掲出期間の延長)

第6条 パンフレットラックの広告については、広告掲出期間中に、予期せぬ理由によ

り閉館した場合は、閉館日数に応じて掲出期間を延長する。ただし、閉館が1日未満の場合は、掲出期間の延長は行わない。

(広告掲出の申込み)

第7条 広告掲出希望者は、実施要綱に定める広告掲載申込書に会社概要及び広告のデザイン案を添えて申し込むこととする。

2 前項の申込みは、原則として先着順で受け付けるものとする。

(広告掲出の決定)

第8条 区長は、前条の申込みを受理したときは、内容を審査の上、広告の適否を決定し、その結果を申込者に実施要綱に定める通知書により通知する。

2 区長は、前項の広告掲出の決定に際して、仕様の変更その他必要な条件を付すことができる。

(広告内容の変更)

第9条 区長は、広告の内容、デザイン及び掲載された二次元コード等のリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると認めるときは、申込者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告掲出希望者は、広告内容を変更するときは、広告内容変更申込書(第4号様式)により、変更後の広告内容及びデザイン案を添えて申し込むものとする。

(広告掲出の取消し及び停止)

第10条 区長は次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲出を取り消し、又は停止することができる。

- (1) 指定する期日までに掲出料を納付しなかったとき
- (2) 指定する期日までに広告物の納品がなかったとき
- (3) 前条の規定により変更を求めたときから、変更されるまでの期間
- (4) その他広告掲出が適切でないと判断したとき

2 前項の規定により広告掲出の取消し又は停止されたときは、既納の広告掲出料は、還付しない。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

付 則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。